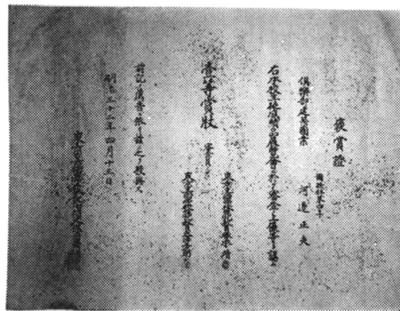
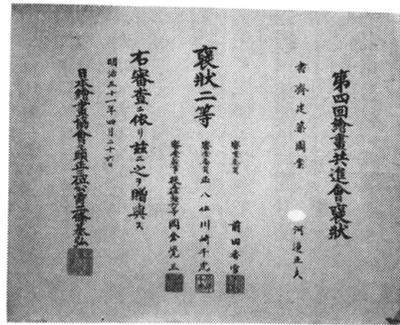


のところ大正七年二月十九日に死去した。彼は本校辭職（明治三十七年）後、永く米國に在り、室内裝飾を研究。遺著に『日本裝飾大

鑑』がある。



河辺正夫



河辺正夫賞状三種

⑥ 修学旅行の検討

大正七年十月十八日の主任教官理事会會議で次の決定がなされた。

修學旅行ニ関スル件

例年挙行ノ秋季修学旅行ハ利尠ナクシテ害之ニ伴フヲ以テ之ニ更フル有利ナル方法ヲ求ムルタメ本年度ハ之ヲ取止メタキ意見ナリシモ校友会生徒部委員ノ懇願ノ次第モアリ又タ本年度豫算ニ於テ旅行費ヲ可決セルコトナレバ本年度ハ左記ノ方法ニヨリテ各科毎

ニ主任、理事、其他ノ職員協議ノ上生徒ノ希望ヲモ酌ミソレノ案ヲ提出スルコト

尚ホ来年度ニ関シテハ其年度豫算編成マデニ有利ノ方法ヲ講究シテ之ヲ定ムルコト

記

一、修學旅行又ハ郊外写生等各科毎ニ案ヲ定メ各科可成同時ニ之ヲ行フコト

二、修学旅行ハ生徒半数以上参加スルコト 附添職員モ之ニ準スルコト

校友會補助金分配法ハ從來ノ方法ヲ廢シ出席者ニ對シ金壹円宛
ヲ補助シ殘額ハ各科総出席者ニ平均ニ割充ツルコト

各人支出ノ會費ハ前納セシムルコト 尚一旦納メタル金ハ如何
ナル事由アルモ返却セザルコト

放歌、飲酒ヲ禁ズルコト

其科ニ於テ旅行不成立ノ場合ニハ其科生徒數ニ相当スル補助金
ヲ保留シ更ニ其科ニ於テ用途ヲ講究スルコト

三、旅行ハ十一月七、八、九(木金土)ノ三日間内ニ舉行ノ予定
四、各科ヨリ提出スル原案ハ十月二十三日(水)マデニ差出スコ
ト

附記

校友會生徒部委員ヘハ教務掛ヨリ其科主任ト協議決定スベキコ
トヲ伝フルコト

校友會職員部委員ヘハ本日ノ會議要項ヲ幹事若クハ教務掛ヨリ

通知スルコト

以上

(自明治四十四年一月 至 至
年 月 日 教官會議關係書類(教務))

これを読むと学校当局が修学旅行を有害無益とする理由の一つは
放歌、飲酒にあつたように受け取れる。実際、修学旅行では放歌、
飲酒はもとより、電車がホームに着くたびに皆打ちそろつて車窓か
ら足を出すとか、奇妙な格好で行列するとか、人目を引く行動がし
ばしばあつたようで、そうしたことが学校当局の忌諱にふれ、放
歌、飲酒の禁止となつたと思われる。しかし、大正七年十一月七、

八、九日実施と決められた修学旅行については『東京美術学校校友
會月報』等にも何ら記事が見当たらないことから、実施されなかつ
たとも考えられる。放歌も飲酒も禁じられては参加する者も余りい
なくなつてしまつたのかも知れない。

⑦ 国立美術館設立計画と本校敷地提供案

大正七年三月十六日、寺崎広業、竹内栖鳳、山元春挙、平福百
穂、田口掬汀らの主唱による国立美術館設置の建議案が鶴沢総明、
金杉英五郎らによつて衆議院本會議に提出され、同月二十五日、建
議案委員会はこれを満場一致で可決した。大正十五年五月に開館す
る東京美術館の計画はこのときから緒についたといえる。当初の計
画では新作も古美術も展示できる国立美術館を本校敷地内に建設す
る予定であつた。これについては当時の新聞が次のように伝えてい
る。

● 美術館

敷地は美術學校構内と内定した

其ための三千坪

今議會に提出された帝國美術館設置案が、ものになりさうなので
美術家連は廿四日以来委員會へ肉迫したがその効あつて愈よ議會
を通過した、二百五十萬圓乃至三百萬圓の豫算、五ヶ年計劃で敷
地は略ぼ現美術學校構内と内定されてゐると云ふ、右に就き正木
〔直彦〕美術學校長は云ふ『明治三十一年中、樺山〔資紀〕文部
大臣の時代に圖書館と美術館を設置するの議が起り時の勅任官參